

家庭的保育事業(保育認定)

①	②	③	④	⑤	⑥		⑦		⑧	⑨		
地域区分	認定区分	保育必要量区分	基本分単価	処遇改善等加算Ⅰ	資格保有者加算 処遇改善等加算Ⅰ		家庭的保育補助者加算 処遇改善等加算Ⅰ		家庭的保育支援加算	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 処遇改善等加算Ⅰ		
10/100地域	3号	保育標準時間認定 保育短時間認定	165,090	$1,560 \times \text{加算率}$	5,150	$50 \times \text{加算率}$	利用子どもが4人以上の場合 28,250 $280 \times \text{加算率}$	利用子どもが3人以下の場合 24,040 $240 \times \text{加算率}$	49,130 + 43,580	35,320	+ 350	$\times \text{加算率}$

地域 区分	認定 区分	保育必要 量区分	減価償却費加算			賃借料加算			連携施設を設定 しない場合	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合	常態的に土曜日 に行わない場合	
			加算額		加算額							
			標準	都市部	標準	都市部						
①	②	③	⑩			⑪			⑫	⑬	⑭	
10/100 地域	3号	保育標準 時間認定	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	49,200	6,170	(④+⑤+⑧)	-	5,040
			B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100		× 19/100		
		保育短 時間認定	C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(④+⑤+⑧)	-	4,120
			D地域	6,900	7,600	D地域	19,100	21,200		× 20/100		

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A：処遇改善加算Ⅱ－① 48,770 ÷ 各月初日の利用子ども数		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする		
		B：処遇改善加算Ⅱ－② 6,100 ÷ 各月初日の利用子ども数				
冷暖房費加算	⑯	1 級 地	1,650	4 級 地	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域		110
		3 級 地	1,460			
除雪費加算	⑰	5,890		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	⑱	145,470 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	⑲	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	⑳	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉑	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		